

法律事務所に働く事務労働者の労働条件等に関する要請事項

第1 賃金・一時金について

1 健康で文化的な生活を営む権利を保障し、労働者の働く意欲の向上を図るため、月額23万円、パートアルバイトの時給は1,500円（生計費原則の考えに基づく額）とし、これ以下の金額では労働者を雇用しないで下さい。

2 労働条件の明示について

労働者を雇用するにあたっては、就業時間、賃金、賞与、社会保険、休暇等の労働関係諸法規によって定められている労働条件について、文書により明示して下さい。

3 労働条件の改善・向上について

(1) 労働保険（雇用・労災）は法令により加入が義務付けられていますので、未加入の職場は速やかに加入手続をとって下さい。

(2) 社会保険（健康保険・厚生年金）についても、本年10月1日より、法律事務所でも労働者5名以上の職場は社会保険が強制適用になります。今後は職場の大小にかかわらず福利厚生制度の充実という観点からも、未加入の職場は加入をして下さい。

(3) 退職金制度を確立し、その内容を明示してください。雇用主の負担軽減と原資確保のため、中小企業退職金共済制度などを活用して下さい。

(4) 定期的な健康診断の実施は、労働安全衛生法により義務付けられていますので、雇用主の費用負担により受診させて下さい。

(5) 労働者が、健康で安心して働けるよう、作業環境の整備をして下さい。

(6) 法定労働時間を超える時間外労働および法定休日における休日労働をさせる場合は、時間外・休日労働に関する労使協定を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出て下さい（労働基準法第36条）。時間外・休日労働については、労働基準法の規定を下回らない割増賃金を支給して下さい。

(7) 昼休み等の休憩時間を確実に保障し、自由利用の原則を守って下さい。

(8) 全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、下記の日数を下回らない年次有給休暇を付与して下さい（労働基準法第39条）。完全取得のために対策を講じてください。

雇い入れた日から起算した継続勤務期間	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月
年次有給休暇付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

※所定労働日数の少ないパートタイム労働者等（週所定労働時間が30時間未満）に対しても週所定労働日数に比例して付与されなければなりません（週所定労働時間が30時間以上の場合は上記と同じです）。

(9) 母性保護に関する休暇等（生理休暇、つわり休暇、産前産後休暇、妊婦の検診休暇、育児時間）について、就業規則にこれら休暇を明記し、賃金保障を行って下さい。また、生理休暇については生理当日だけでなく、PMSの休暇であっても賃金保障をしてください。

(10) 育児休業・介護休業制度についても、法律により、定めがあります。また年5日の看護休暇制度が法律で定められています。それらの取得を保障する条件を整備して下さい。

(11) セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの防止に努めて下さい。

(12) 事務所・事務労働者が危害にあわないよう、危機管理体制を整備して下さい。

4 業務研修の充実について

全国の法律事務所で働く事務職員が、誰でも希望するとき希望する科目の研修が受講できるよう、また労働者の働く能力と意欲の向上、業務の適正、円滑な遂行が図られるよう、より充実したな業務研修制度の充実と環境整備に努めて下さい。

- 5 事務労働者の賃金・労働条件等に関する事項の決定にあたっては、労使間で充分に協議の上、行って下さい。